

## 岡山商科大学における公的研究費等の間接経費に関する取扱方針

2015年3月26日 決定

学校法人吉備学園岡山商科大学では、公的研究費等における間接経費は、研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用するため、研究機関に交付される経費であること、またその原資は国民の貴重な税金であることを理解し、適切に執行するために、以下の取扱方針を定めます。

### 1. 基本方針

本学においては、公的研究費等に係る間接経費は全て受け入れることとし、その使用に当たっては、平成26年5月29日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（以下、「共通指針」という。）」に定めるところにより、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保するものとする。

### 2. 使途費目

間接経費は、共通指針「(別表1) 間接経費の主な使途の例示」により対象とされる(1) 管理部門に係る経費、(2) 研究部門に係る経費、(3) その他の関連する事業部門に係る経費に使用する。ただし、直接経費により支出されるべきものは対象外とする。

### 3. 研究者の所属機関変更に係る手続き

#### (1) 間接経費を受け入れる研究機関への異動

間接経費を伴う公的研究費等の採択を受けた研究者が、他の研究機関に異動する場合で直接経費の残額がある場合には、直接経費残高の30%に相当する額の間接経費を異動先の研究機関に送金する。

#### (2) 間接経費を受け入れない研究機関への異動

間接経費を伴う公的研究費等の採択を受けた研究者が、これを受け入れない研究機関に異動する場合は、「間接経費交付決定額変更申請書(様式C-16)」により文部科学省又は日本学術振興会に申請するとともに、未使用の間接経費を返還する。

#### (3) 間接経費を受け入れない研究機関から本学への異動

間接経費を受け入れない研究機関に所属していた研究者が、本学に異動した場合は、「間接経費交付決定額変更申請書(様式C-16)」により文部科学省又は日本学術振興会に申請し、間接経費を受け入れる。

#### (4) 研究の廃止

間接経費を伴う公的研究費等の採択を受けた研究者が、研究を廃止する場合は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を直接経費とともに文部科学省又は日本学術振興会に返還する。

### 4. 報告

間接経費の執行計画とその決算については、総務企画課長が、学長へ報告するものとする。  
以上